

# 投票立会人について

## 1 投票立会人の主な仕事

(1)投票手続きの全般について立ち会うこと。

- ①期日前投票所の開閉に立ち会うこと。
- ②最初の選挙人が投票する前に、期日前投票所内にいる選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと。
- ③選挙人の選挙人名簿との対照及び期日前投票事由に該当する旨の宣誓書の提出に立ち会うこと。
- ④選挙人に対する投票用紙交付に立ち会うこと。
- ⑤不在者投票の投函に立ち会うこと。
- ⑥投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- ⑦その他投票手続きの全般について立ち会うこと。

(2)意見を述べること。

①次の場合に意見を述べること。なお、投票管理者は、投票立会人の意見は聴くが、それに拘束されることなく自らの判断によって決定することができる。

ア 投票を拒否することについて意見を求められたとき。

イ 代理投票を拒否することについて意見を求められたとき。

ウ 代理投票補助者の選任についての意見を求められたとき。

エ 不在者投票を受理するかどうかについての意見を求められたとき。

②次の異議がある場合に意見を述べること。

投票立会人は、①の投票管理者の決定について、異議があるときは、意見を述べることができる。

ア 選挙人が投票を拒否されたこと又は拒否されないことについて異議があるとき。

イ 選挙人が代理投票を認められたことについて異議があるとき。

(3)投票録に必ず署名（自署）すること。

投票所閉鎖時刻に選任されている投票立会人は、投票録に必ず署名（自署）すること。なお、投票所閉鎖時刻に交替した投票立会人は、引継書を作成すること。

## 2 投票立会人の心構え

投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公平を確保するため公益代表として投票事務全般に立ち会う重要な職責を有するものである。

- (1) 選任通知書及び印鑑を持って必ず定刻までに参会すること。やむを得ない事情があって参会できないときは、速やかに選挙管理委員会と投票管理者に連絡すること。
- (2) 投票立会人は、投票事務が公正、適確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票することができるよう、投票管理者に意見を申し出る等積極的に投票管理者に協力することが大切である。なお、投票管理者に意見を申し出る場合は、投票手続きが進行中であるので、簡潔に要点を申し述べるよう心がけることが必要である。
- (3) みだりに投票所外にでないこと  
用便その他真にやむを得ない理由がある場合のほかは投票所を出ないこと。  
やむを得ず投票所外に出るときは、同時に2人以上が席を立たないようにすること。
- (4) 投票立会人は、ひとたび承諾して立会人となった以上は、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等の正当な理由がある場合を除き辞職することはできないことになっている。